

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	89,532	14,138	103,670	2,676	106,347	—	106,347
セグメント間の内部経常収益	449	202	652	787	1,439	△1,439	—
計	89,982	14,340	104,322	3,463	107,786	△1,439	106,347
セグメント利益	17,430	443	17,873	1,852	19,726	△52	19,673
セグメント資産	10,529,982	83,952	10,613,935	53,080	10,667,016	△114,652	10,552,363
セグメント負債	10,040,200	68,111	10,108,311	24,729	10,133,041	△103,072	10,029,968
その他の項目							
減価償却費	2,609	347	2,957	32	2,989	55	3,044
資金運用収益	54,101	13	54,115	9	54,124	△170	53,954
資金調達費用	19,029	150	19,180	—	19,180	△145	19,034
持分法投資利益	79	—	79	—	79	△24	54
特別利益	1	—	1	—	1	—	1
（固定資産処分益）	(1)	(—)	(1)	(—)	(1)	(—)	(1)
特別損失	268	—	268	0	268	—	268
（固定資産処分損）	(127)	(—)	(127)	(0)	(128)	(—)	(128)
（減損損失）	(140)	(—)	(140)	(—)	(140)	(—)	(140)
税金費用	3,590	353	3,943	604	4,548	0	4,548
持分法適用会社への投資額	925	—	925	—	925	—	925
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,584	384	2,969	4	2,974	164	3,138

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送業務及び現金自動設備の保守等業務並びに証券業務、保証業務、経営コンサルティング業務、ファンドの組成・運営業務を含んでおります。
3. 当中間連結会計期間における調整額は、以下のとおりであります。
(1) セグメント利益の調整額△52百万円は、セグメント間取引消去であります。
(2) セグメント資産の調整額△114,652百万円は、セグメント間取引消去であります。
(3) セグメント負債の調整額△103,072百万円は、セグメント間取引消去であります。
(4) 減価償却費の調整額55百万円は、セグメント間取引消去額並びに連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。
(5) 資金運用収益の調整額△170百万円、資金調達費用の調整額△145百万円、持分法投資利益の調整額△24百万円、税金費用の調整額0百万円はセグメント間取引消去であります。
(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額164百万円は、リース投資資産からの振替額であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

連結リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権

（単位：百万円）

	2022年9月30日	2023年9月30日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	25,870	31,313
危険債権	45,566	37,276
要管理債権	49,685	43,069
三月以上延滞債権	1,869	3,786
貸出条件緩和債権	47,815	39,282
合計	121,123	111,659
正常債権	5,810,818	6,194,363
総与信	5,931,941	6,306,023

- (注) 1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は上記のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
2. 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
(2) 危険債権
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
(3) 要管理債権
要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。
(4) 三月以上延滞債権
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
(5) 貸出条件緩和債権
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
(6) 正常債権
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)～(5)までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。